別表十（五）　特許権等の譲渡等による所得の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

適用対象所得金額（25の計）又は（32）		1	円	所得基準額の計算	控除未済欠損金額（別表七（一）「3の計」）	8	円
所得基準額の計算	所得金額総計基準額（別表四「45の①」＋「51の①」）	2			欠損金当期控除額（別表七（一）「4の計」）	9	
	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額（別表十（三）「43」）	3			翌期繰越欠損金額（8）－（9）	10	
	農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額（別表十二（十三）「9」）	4			所得基準額（（2）－（3）－（4）－（5）－（6）－（7）－（10））又は（別表十（五）付表二「9」若しくは「16」）（マイナスの場合は０）	11	
	農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額（別表十二（十三）「42の計」）	5			特別控除額（（1）と（11）のうち少ない金額）×$\frac{30}{100}$	12	
	関西国際空港用地整備準備金積立額又は中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額（別表十二（十）「15」又は別表十二（十一）「10」）	6					
	特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額（別表十（七）「11」－「21」）	7					

適用対象所得金額の計算

		①	②	③	④	計
特許権譲渡等取引の内容	13					
特許権譲渡等損益額	14	円	円	円	円	円
個別控除対象繰越損失額（別表十（五）付表一「21の①」、「21の②」、「21の③」又は「21の④」）	15	別表十（五）付表一「21の①」	別表十（五）付表一「21の②」	別表十（五）付表一「21の③」	別表十（五）付表一「21の④」	
（（14）×（24））又は（14）（マイナスの場合は０）	16					
個別繰越損失控除額（（15）又は（別表十（五）付表一「23」））×$\frac{(16)}{(16の計)}$	17					
控除後特許権譲渡等損益額（14）－（17）	18					
措法第59条の3第1項第1号イの場合 対象事業年度及び対象事業年度前の各事業年度（令和７年４月１日以後開始事業年度に限る。）の研究開発費の額のうち（13）に係る特定特許権等に直接関連する研究開発に係る金額の合計額	19					
（19）のうち特許権譲受等取引によつて生じた金額	20	内	内	内	内	
（19）のうち国外関連者に直接又は間接に委託する研究開発に係る金額	21					
（19）のうち国外事業所等を通じて行う事業に係る金額	22					
適格研究開発費の額（19）－（20）－（21）－（22）	23					
研究開発費割合$\frac{(23)}{(19)}$（（19）＝０の場合は０）	24					
適用対象所得金額（18）×（24）	25	円	円	円	円	

上記以外の場合	対象事業年度及び対象事業年度開始の日前２年以内に開始した各事業年度の研究開発費の額の合計額	26	円	上記以外の場合	適格研究開発費の額（26）－（27）－（28）－（29）	30	円
	（26）のうち特許権譲受等取引によつて生じた金額	27	内		研究開発費割合$\frac{(30)}{(26)}$（（26）＝０の場合は０）	31	
	（26）のうち国外関連者に直接又は間接に委託する研究開発に係る金額	28			適用対象所得金額（18の計）×（31）	32	円
	（26）のうち国外事業所等を通じて行う事業に係る金額	29					

特許権譲渡等所得減少規定

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）